

Title	独占資本主義段階における労働問題と社会政策：社会政策論の再構成にかんして， 徳永氏の社会政策論の批判
Sub Title	Labour problem and social policy in the stage of monopoly capitalism : a critique on Prof. Tokunaga's theory concerning the reconstruction of theory of social policy
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.9 (1971. 9) ,p.787(1)- 800(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19710901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占資本主義段階における 労働問題と社会政策

—社会政策論の再構成にかんして、徳永氏の社会政策論の批判—

飯 田 鼎

- (1) はしがき—社会政策と労働政策—生産力説の再評価
- (2) 社会政策史上における工場法と社会保険
- (3) 社会政策論研究の課題

(1)

社会政策が、資本制国家を主体とする社会改良の政策体系としてあらわれれば、その実現の契機は、資本制国家をして、そのような政策体系をうち出させるところのものとしての労働運動であり、これを措いてほかに、社会政策実現の契機を求めることは考えられない。しかし一方において、社会政策は、たしかに労働運動が直接の媒体となることなく、資本制国家の政策として、たとえば、資本主導のもとに工場立法という形で発展をとげたこともまた歴史的な事実であり、以上のような社会改良の政策体系としての社会政策実現のさまざまな態様とそれを生み出す諸条件の差異が、社会政策概念に多様な理解をよびおこすこととなり、今日に至るまで明確に統一されているとは云いえない状況にある。

ドイツ新歴史学派以来、典型的にみられた伝統的な社会政策論は、資本制国家の政策としての分配政策であったが、Werner Sombart の 1892 年の社会政策論⁽¹⁾以来、それは生産政策の上に位置づけられ、第 1 次大戦後のドイツ独占資本の復興過程における生産政策的社会政策論の体系化⁽²⁾を経て、第 1 次大戦中から戦後の時期にかけてのわが国では、社会政策は、いわゆる「生産力説」の名の

注(1) Werner Sombart, Ideale der Sozialpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd. 10 (1897).
邦訳「社会政策の理想」有斐閣, 1948年, なおこの問題については、大河内一男「独逸社会政策思想史」(下), 日本評論社, 1951年 51頁以下を参照。

(2) 大河内教授の社会政策論、すなわち生産力説の系譜は、Sombart の新歴史学派批判によってはじめて新生面をぎり開かれた19世紀末からはじまり、新歴史学派の拠って立つ学問的基盤そのものが根底的に批判された19世紀末から今世紀初頭にかけての価値判断論争における Max Weber の Wert-freiheit の理論によって、その学問的基盤を確立したものである。戦後のドイツ独占資本の再編成期においては、ドイツ社会民主党のイデオログとしてではなく、独自の立場から社会主義運動と社会政策とを結びつけようとした Eduard Heimann (Eduard Heimann, Soziale Theorie des Kapitalismus, Theorie der Sozialpolitik, Tübingen, 1929) を批判し、生産力説としての立場を確立した。

下に、「生産政策＝資本制国家による労働力政策」という視点が定式化されたのであった。⁽³⁾この「生産力説」のもつ科学性は、社会政策論をもって倫理的な範疇や道義論的な弁護論から解放し、真に経済学の方法論による社会科学としての地位を樹立したことであり、それは、資本の再生産構造にかかわらしめることによって、社会政策の本質を、資本制国家＝社会的総資本による労働力の維持・保全および培養の政策として規定したことのうちにある。

ところで、生産力説は、社会政策実現の契機としての労働運動＝階級闘争を軽視したところから、多くの批判を浴びると同時に、また「労働力保全政策」としての労働力政策を実証すべく、工場立法のみを殊更に強調するという一面性を、結果として生み出さざるをえなかったのである。だがこのような視点は、社会政策を経済政策に解消し、また必然的に、社会政策としての労働力政策を資本制国家の労働政策一般と混同することとなったのであって、重要なことは、社会政策においても本質的なもの、すなわち、社会政策が、社会改良たる所以を欠落させることとなったのである。

すなわち、社会政策の本質が、資本制国家を主体とする労働力政策であることを一般に認識させたのは、「生産力説」の功績であったが、その場合、社会改良の政策体系としての性格を脱落させ、労働政策＝経済政策のなかに解消させたところに根本的な誤謬が存在した。なぜならば、もしそうした生産力説の立場に立つならば、かのファシズム労働政策や、第2次世界大戦中のわが国の強権的労働政策⁽⁴⁾もまた社会政策ということになる。つまり、社会政策は、資本制国家の労働政策一般を指すものではなく、社会改良の体系にくみいられるところの労働力政策として厳密に定義されるべきであり、そうすることによって、はじめてその労働政策との対抗関係を理解することができる。

注(3) 生産力説は、その後、日華戦争から太平洋戦争のいわゆる「戦時経済」を迎えることによって、最大の試練に直面し、「生産力の拡充」の基礎としての「労働力保全」＝社会政策が、戦争の進展とともに、推し進められるとしたことによって、社会政策の範疇のなかに、労働力保全＝労働力保護という規定の代りに、「労働の配置」という強制労働制度もまた社会政策の一部であるという恐るべき論理的な飛躍を行なったのである。ここに生産力説の科学性は見失われ、その本質を曖昧にしたという批判を避けることはできないように思う。なお、大河内教授の理論に批判的であった服部英太郎氏も、この点ではまったく同じ立場をとり、職業身分的社会政策論にたいする鋭い批判によって、ナチス労働政策を批判したにもかかわらず、思想的な一貫性の姿勢をくずしていることは明白である。この問題については、大河内一男「社会政策の基本問題」(大河内一男著作集、青林書院、第5巻、および同「戦時社会政策論・国民生活の理論」(同著作集、第4巻)および服部英太郎「戦時社会政策論」(服部英太郎著作集、未来社)第4巻、を参照。なお、この問題について論じたものとしては、拙稿「社会政策論の『再構成』の問題」(三田学会雑誌第63巻第4号)を参照。なお、この拙稿については、相沢与一「服部英太郎氏の戦時社会政策論の軌跡——戦時国家独占資本主義社会政策論をたずねて——」がある。

この論文は、筆者のみならず、服部氏の戦時社会政策論にたいして、何らかの形でふれた人々への反批判であると思われる。筆者にかなする限り、この機会に、相沢氏の反批判に答えておきたいと考える。筆者も服部氏の「戦時社会政策論」の書かれたけわしい状況を知らないわけではない。おそらくそれは、われわれの想像を絶する苛烈なものがあったであろうことはわかる。相沢氏の秘蔵弟子としての、服部先生への追憶の気持にもじみでている。従って、相沢氏もいうように、「傷を負うことなしに戦時を生きた良心的研究者はなかったはずであり、服部氏も例外ではなかったであろう」というのもよくわかる。しかし、筆者は、そうした客観状況と服部氏との関係は理解しつつも、これをもって学問的な批判の場合に情状酌量することを考えるとすれば、それは間違っていると思う。それでは、学問的認識が曇らされてしまうのではなからうか。故服部英太郎先生に対する尊敬の念は、筆者も強く抱いている。しかし学問的認識の光によってのみ、先生の偉大さとその学問的限界は、明らかにされ、先生の残された業績の上に立って、さらに研究を前進させようのではなからうか。

のである。このように、社会政策をもって、「労働力保全を本質とする社会改良の政策体系」⁽⁶⁾とした場合、どのような問題がおこってくるであろうか。

労働力保全を本質とする以上、当然、工場立法や社会保険法を含めるのは当然であり、工場法と社会保険法には、資本主義の段階的規定からすると、その必然化の諸契機としては同一次元では論じられない面をもつけれども、両者とも、資本制国家における労働力保全政策という面では共通であり、社会政策の本質を逸脱するものではない。ところが、最近、社会政策としての工場法の理解にたいして、批判的な、むしろ否定的な見解がうち出されるに至った。徳永重良氏は、「社会政策論の再検討——隅谷、氏原両氏の所説を中心として——」⁽⁷⁾という論文のなかで、隅谷三喜男教授の「賃労働の理論」および「労働経済学」の問題提起および氏原正治郎氏の「社会政策から労働問題へ」という提唱にたいして、戦後の社会政策論争以後、精力的に実証的研究を推進された点を高く評価しつつも、隅谷氏の場合も、社会政策のなかに工場法体系を導入している点を批判し、また氏原氏にたいしても、やはり、工場法が、労働力保全策として、社会政策としてとらえられている点を批判し、工場法は、社会政策のいわば前史であり、本来の社会政策ではないというような主張をされ⁽⁸⁾ている。しかしこの点は、果たして正しいといえるであろうか。それは、社会政策＝社会改良とい⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

注(4) 筆者は、社会政策が、労働力保全を本質とする社会改良の政策体系であることを主張するが、これは同時に、資本制国家の労働政策と裏腹の関係に立つことに重要な意義を見出す。この両者の関係を明らかにすることこそが社会政策研究の重要な課題である。より具体的には、産業資本の段階では、工場立法と団結禁止法との関係、あるいは労働組合法と主従法との関連、ドイツにおける社会保険法と社会主義鎮圧法との関連など、この両者の関係を明確にとらえることによってのみ、社会改良の政治的・経済的意義を明らかにすることができる。なおこの問題については、行論のなかでさらにふれられるであろう。

(5) 筆者は、さきにも指摘したように、社会政策を、資本制国家の労働政策一般のなかに解消する立場は正しくないと考えられる。それは、たとえば、ナチス労働政策や治安維持法が、あるいは国家総動員法が、労働政策ではありえても、社会政策ではないと考えているからである。但しそれは、社会政策と、きわめて密接な関係にあり、その両者の関係が、どのような形態をとるか、それぞれの資本主義国における市民革命の歴史的规定、資本蓄積のテンポ、労働運動や社会主義運動の強弱など、さまざまな条件によって規定されるし、とりわけ、重商主義的な初期産業資本の段階、産業資本段階および独占資本主義段階では、それぞれ異なった様相を呈する。その場合、筆者が強調するのは、初期産業資本の段階と産業資本段階との質的差異であり、独占段階と産業資本段階において、質的差異を強調することではない。もちろん、行論のなかで明らかにするように、産業資本の段階と独占段階とを比較した場合、社会改良としての社会政策を必然化する諸契機については、後者は、前者に比べて、さまざまな重要な要因を含むけれども、その本質としては、労働力保全をその内容とする点では、差異はないと考えるのである。この点が、徳永氏とは異なる。むしろ、重商主義段階における労働政策が、資本主義のあらゆる段階に姿をあらわし、社会政策を規定していることであり、その意味で、筆者は、社会政策の前史として、重商主義段階(市民革命後)の労働政策とする。但しこの時点では、資本・賃労働関係の未成熟のため、労働運動が発展せず、本来の社会政策は出現しない。すなわち、この初期資本主義の段階と産業資本段階との間に、重要な一線を劃する。この時期の強権的労働政策とファシズム的労働政策の類似性に注目せよ。

(6) このような説は、新しくもなく、むしろ通説であるかもしれない。しかし、「労働力保全」が本質でないとしたら、これに代わるものは一体何であろうか。服部氏も、相沢氏も、徳永氏も、生産力説を批判しているが、その本質については、明確にのべられていない。生産力説は、すでにのべたような重大な欠陥をはらむけれども、労働力保全を社会政策理論の主軸としたことは誤っていないと思う。この点を確認し、批判的に摂取しうるものを貪欲に摂取することなしには、かつての論争と異なることになるであろう。

(7) 徳永重良「労働問題と社会政策論」有斐閣、1970年に収められている。

(8) 上掲書 102～103頁。

(9) 上掲書 114～115頁。

(10) 上掲書 116頁。

う規定の内実を無視した公式的見解ではないだろうか。従ってこの論説は、こうした徳永氏の見解にたいする批判と意見の表明にその重点がおかれる。

(2)

社会政策が、労働力保全を内容とする社会改良の体系であるとすれば、それは、資本・賃労働関係の成立を背景とする労働者階級の一定の成熟を条件として、資本制国家の労働力保全政策としての工場立法としてまずあらわれ、労働者階級の組織化とその政治的な力としての伸張、労働者の団結の強化などの過程を通じて、支配者の弾圧政策の強行によって階級闘争が激化し、これに対応するために、労働問題に国家権力が介入する形で、さまざまな社会改良策がうち出されている。そのひとつは、労働者災害保険法を中心とする社会保険であるが、他方、労働者側の要求としては、生産協同組合にたいする国庫助成の要求や労働組合の法認、労働時間の法的規制および最低賃金法のような労働条件の改善要求にみられる。こうした時期のはじまりを、われわれが、「独占段階における社会政策」と呼ぶならば、一般にそれは1870年代にはじまると考えられている。

自由競争段階における社会政策と独占資本主義段階における異同は、一体どこに見出されるべきであろうか。周知のように、独占段階の成立は、一般に1873年恐慌を画期とするといわれるが、しかしあまりに機械的な時期区分をすることは危険であり、1870年代から1890年代にかけての時期が、独占資本主義=帝国主義の形成期とみなすことが正しいように思われる。何故ならば、この時期に、レーニンもいう如く、ヨーロッパ資本主義は、「カルテルが全経済生活の基礎となる」ところの時期に到達したからであり、第2に、この時期に、まさに資本の蓄積に照応する形で、労働者政党の出現をみているからである。すなわち、資本・賃労働関係が、産業資本主義の段階と異な⁽¹¹⁾て、きわめて政治的・組織的なものとなり、この両者の力関係のなかで、社会政策が実現される。すなわち、工場法の場合にも、もちろん、資本・賃労働の対立関係が、これを根本的に規定するのであるが、しかし独占資本主義段階になると、労働者政党=社会民主主義政党が、独自の政治的プログラムを掲げて、社会変革を標榜することによって、支配階級に政治的・体制的危機感を抱かせ、こうした社会変革への志向の姿勢に対応する形で、一方において警察的な弾圧、他方において社会改良策が対策として提出されるのである。この意味において、社会政策の社会改良としての本

注(11) ドイツ社会民主党の1875年における成立は、イギリス労働党の創建に先立つこと4半世紀で、世界最初であるが、その歴史的意義はどこにあったろうか。封建的なエンカーの政治的権力の壁は厚く、労働者階級の勢力と対抗すべき産業ブルジョアジーの力は従って弱く、そのために、労働者階級の要求も、政治的な問題が優先し、階級分解の未成熟とも相まって、政治的運動が、労働運動を支配し、指導するという傾向を生み出した。従って、初期の労働組合運動は、国家権力にたいして、労働問題への介入を期待するような方向もうち出したのであって、Lassalleの運動は、そのことをよく示している。社会政策は更に、このような姿勢にたいして、ビスマルク権力の側から、巧みにとらえられ、利用された結果として出てきたという特徴をもっていることも事実である。

質は独占段階においてきわ立って露呈され、これをもっともよく象徴するものはビスマルクの歴大な社会保険体系であった。

このように考えるならば、一見、自由競争段階の社会政策としての工場法と独占資本主義段階に至ってあらわれるところの社会保険体系とでは、社会改良策としての差異は、たんに量的な差異ではなく、質的なものと思われるかも知れない。しかし、この両者を、現象的にはともかく本質的に異なるものと規定するとすれば、これは重大な誤謬をおかすものであるといわなければならない。すなわち、工場立法と社会保険法とは、労働力保全という本質にかんして、きわめて密接な関連をもっているからである。工場法体系をもって、本来の社会政策ではなく、いわば社会政策の前史として把握する観点は、察するところ、その実現の契機が、労働者階級の量的・質的な未成熟のため、資本・賃労働の対立・抗争の関係から、資本制国家による社会的譲歩として出てきたものではないという観点、それは多分に資本間競争から必然的に結果するものであるという理論を前提として、階級的対立の関係の激化した独占資本主義段階における社会保険体系と工場法体系とは、社会政策として質的に異なるものとして力説するもの⁽¹²⁾のようである。しかし、このように、社会政策の実現の契機⁽¹²⁾だけから、その本質に接近しようとするれば、勢いどうしてもかつての「社会政策の本質論争」のように、「本質」に近づくことのないたんなる「方法論争」か堂々めぐりの論戦に終わらざるをえない。そこで問題は、社会政策の本質として「労働力保全政策」が、少なくともその重要な要素を構成することを確認することが、是非必要である。すなわち、もし、そうでないというのであれば、それではそれに代わるべきものは一体何であるかが問われなければならない。⁽¹³⁾

社会政策の本質が、もし資本制国家による労働力保全政策であることを認めた上で、問題を一歩さきに進めるならば、このような主として自由競争段階にあらわれる工場法体系と、主として独占段階にあらわれる社会保険体系とは、その社会政策としての性格にどのような差異が存在するか、そしてその両者は、社会政策の本質という点でどのようなかかわり合いを示すか、この2つの点について論ずることとしたい。

まずイギリスを例にとれば1802年から1833年法までの工場法は、エンゲルスも指摘するように、

注(12) 工場法の発端にかんじていえば、たしかにそれは、労働運動の直接的な圧力の下に成立したものではないが、1830年以後の10時間法運動は、急速に初期労働運動と結びついたものであった。工場法は、労働問題に対する対策としての意味を、労働力保全の形で行なうものであるが、それは、基本的には、労働時間の制限にかかわる問題として提起される。労働時間と賃金は密接不離な関係にあり、独占資本主義段階における社会政策としての最低賃金法にかんじていえば、世界最初の最低賃金立法といわれる1896年のオーストリアのヴィクトリア州の工場法のなかに規定されたことである。賃金問題は、労働時間問題と密接な関連があり、工場法の社会政策たる所以は、まさに、労働時間と賃金との問題にかかわるからである。この点については、藤本武「最低賃金制度の研究」日本評論社、1961年、3頁以下参照。なお同氏「労働時間」(岩波新書)をもみよ。

(13) わが国の学界では、この点を至極曖昧なものとして、生産力説を批判する傾向が一般的であるが、これでは、大河内教授をのり越えることはできないように思う。この点については、大河内教授の説にあれば強く迫った服部教授さえも、至極不徹底で分配政策をもって社会政策とする伝統的な理論に帰することとなる。(服部英太郎「国家独占資本主義社会政策論」未来社、を参照)。もちろん、そのように明白にはいわないところから、社会政策の本質論争自体が、その本質を見失うこととなったのである。

いわゆるリレー制度を根幹とする工場労働制度の合理化による工場法の空洞化⁽¹⁴⁾、他方、国家権力の側からする意識的な骨抜き政策⁽¹⁵⁾によって、工場法が全く有名無実化していたことが指摘されるが、その場合、工場法の焦点は、労働時間の法的規制と職場における労働環境の悪化の防止に絞ることができる。もちろんこの両者は密接な関係をもっており、機械的にきり離すことはできないが、注目すべきことは、初期の労働運動の展開とともに、工場法運動はもっぱら、労働時間の問題に集中し、1847年の10時間法となって成立したことは周知のところである。工場法運動が、10時間法運動に象徴的にあらわれるように、労働時間短縮という形で、女子および児童労働者の労働時間の法的規制として現われ、しかもそれが初期労働運動の目標となったのは何故であろうか。いうまでもなく、工場法の規定、とりわけ、労働時間の法的規制は、団体交渉制度が未だ制度的に確立されず、いわば慣行として行なわれていたにすぎなかった⁽¹⁶⁾19世紀前半においては、それが成人男子労働者の運動にも微妙な影響をあたえ、また他方、雇主も、これによって労働時間の短縮にふみきらざるをえないような状況におかれることとなり、労働者階級も、自己の労働条件の改善（労働力の保護）に密接にかかわり合うことを認識せざるをえなかったからであった。このように、10時間法にみられるように、労働時間の法的規制は、初期労働運動のいちじるしい昂まりと階級対立のなかではじめて⁽¹⁷⁾実現されたものであり、この立場に立つ限り、工場法が、たんに資本間競争によって実現されたとする説や、工場法は、社会保険とちがって、実現の契機も政策の意図もまったく異質のものであるから、社会政策として同一次元の問題として論じられるべきではないという意見と対立することとなる。

注(14) これについては、F. Engels, Die Lage der Arbeitenden Klasse im England, 1845, Marx/Engels, Werke, Bd. 3, S. 391ff. 邦訳 402頁以下参照。

(15) マルクスは、つぎのようにいっている。生産上の騒ぎに欺瞞されていた労働者階級が、幾らか正気に復するやいなや反抗がはじまった。——まず大工業の誕生地たるイギリスにおいて。だが、30年間というものは、彼らの奪取した譲歩は、純粋に名目上のものたるにとどまった。イギリス議会は、1802年から1833年までに5個の労働条件を通過させたが、しかし狡猾にも、その強行的実施・必要な官吏・などのためには1文の金も協賛しなかった。それは死文たるにとどまった。「事実としては、1833年の条令以前には、児童や青少年少女が終夜でも終日でも、あるいは終日終夜でも、意のままに動かされたのである」。(M/E, Werke, Bd. 23, S. 295, 邦訳, 長谷部文雄訳「資本論」第1部上 478頁。

(16) この点については、E. H. Phelps Brown, The Growth of British Industrial Relations, A Study from the Standpoint of 1906-14, London, 1959, Chapter III, The Development of Industrial Relations をみよ。なお、Brownも引用しているが、19世紀前半のイギリスにおける代表的な社会小説、ギaskell夫人の「メアリー・バートン」。(E. Gaskell, Mary Barton, 1848.) 邦訳, 北沢孝一訳「メアリー・バートン——マンチェスター物語」第16章「労資の会見」(日本評論社, 1948年, 世界古典文庫〔上〕)は、当時の非公式な団体交渉の情景を見事に描写しているものとして興味深いものがある。

(17) 隅谷三喜男教授は、工場法がもし、真に社会政策として、労働力の保全に役立つとすれば、もっとも条件の悪い企業に働く労働者こそ、社会政策の対象となるはずなのに、事実はこれに反して、19世紀中葉のイギリス工場法は、機械制大工場にしか適用されなかったし、日本の場合でも、工場法の適用は、15人未満の零細工場はその対象から除かれた点を指摘し、社会政策の必然性を支配的な資本間の競争の作用と、競争条件均等化の要求が働いて、競争的企業の間、労働条件が一般化することをのべておられるが、(隅谷三喜男「労働経済論」日本評論社, 1965年, 106頁)社会政策成立の必然性を、これだけで説明することはできない。これは、社会政策を「労働経済論」のなかに解消しようとするものであり、納得しがたい。何故ならば、これは、社会政策を、工場法に限定することになり、また社会政策の現実性、労資の力関係を反映したものとしてあらわれるものであることを無視し、国家権力の役割について、一定の意義をあたえていない。

しばしば主張するように、社会政策とは、労働力保全を本質とする資本制国家による社会改良の政策体系である。それが、社会改良である限り、資本制的な労働政策一般に解消することは正しくない。このように考えた場合、工場法と社会保険とは、社会政策の問題としては、段階的な観点からして量的な差異があるのみである。それは、独占段階といえども資本主義であり、産業資本段階に継続するものであり、社会体制的には同一次元のものである以上、現象形態として社会政策が異なる様相を呈することがあるとしても、質的に異なっているといえるだろうか。ここでわれわれが考えなければならぬいまひとつの問題は、産業資本段階=工場法体系、独占資本主義段階=社会保険体系というように、単純に割りきってしまうことの危険性である。たしかに大筋としてはそのようにいうことができるとしても、工場法をはじめ、労働時間ならびに賃金にかんする法的規制が、産業資本主義の段階よりもむしろ独占段階により具体的な形をとることは歴史の示すところであり、機械的に考えることのできない面をもっている。すなわち、工場法と社会保険とは全く異質なものとすることは、社会保険の発達過程そのものを無視する考え方に通ずるからである。社会保険というものは、独占段階に至って、突如として現われたというよりは、第1に、工場法そのものと密接に関連してあらわれた社会改良思想の上に社会政策のより一層の発展として出現したものであること、第2に、それは、ある一定の政策的意図をもって、「上から」恩恵的な形で与えられるという条件の下で成立したとしても、すでにクラフト・ユニオンの共済制度の発展のなかで、相互保険 (mutual insurance) として、「上から」の政策にたいして、「下から」、これに応ずる姿勢が、すでに1860年代に充分にととのえられていたこと、そして第3に、その労働組合の政策とは別に、広はんな共済組合の組織が、労働組合とならんで労働者に保険思想を植えつけ、こうしたなかで、資本制国家を

注(18) Minutes of Evidence taken before the Royal Commission appointed to inquire into the Trades Unions and other Associations. 1867, No. 602-606.

合同機械工組合の書記ウィリアム・アラン (William Allan) は、議長であるウィリアム・アール卿 (Sir William Erle) が、1865年度の組合の支出、49,172ポンドの内訳について訊問しているのにたいし、失業者に14,076ポンド、病氣中の組合員にたいする手当として、13,785ポンド14シリング9ペンスであるとしている (No. 601, No. 602)。しかしながら注目すべきことは、傷害手当も1,800ポンド支払っていることである (Then we paid 1,800 l. in cases of accident, that is, where members got disabled from following their employment in consequence of some accident occurring to them, for instance, under the loss of an arm or anything of the kind).

(19) これについては、George Howell, The Conflicts of Capital and Labour, 1890, Chapter XIII Friendly Societies in their Relations to Trade Unions を参照。P. H. J. H. Gosden, The Friendly Societies in England 1815-1875, Manchester, 1961. Gosden は、共済組合と社会保険とに関連して、イギリスとドイツとの関連にふれ、つぎのようにのべている。「独占の主要な敵は、共済活動の領域における国家の助成および干渉であると思われた。外国の労働者にたいするイギリス労働者の優越は、たえずこの点において強調されていた。ラウンデルは、つぎのように主張した。「国家がドイツ人のためにやっていることを、イギリス人は、独力で、はるかに上手にやったのだ」(Gosden, *ibid.*, pp. 163-164)。しかし、そのイギリス労働者にしても、1880年代以後は、大恐慌の到来にもなる保険財政の危機によって、国家の力をかりなければならなかった。そして社会保険への途が切り開かれるのである。なお、こうした国家権力の労働者保険 (working-men's insurance) への介入の仕方についての分析については、J.M. Baernreither, English Association of Working Men, translated by Alice Taylor, 1889, London, Chapter IV. The Law of Friendly Societies, p. 296ff. なお邦文で注目すべき研究として、関谷嵐子「イギリス労働組合の共済手当制度——主として19世紀末におけるその機能と問題点について——(一)、(二)」社会科学研究第13巻第1号および第2・3合併号所収、をみよ。

主体とする強制社会保険への道はきり開かれたのであって、注意すべきことは、それは工場法と無関係に発展したのではないことである。この点について、いまだ少し詳しく論ずることにしよう。

周知のように、1847年の10時間法は、48年恐慌の克服とその後の景気上昇によって、工場主たちによってきわめて冷淡にあしらわれ、間もなく上級裁判所によって事実上廃止される運命に遭遇することとなった。それは、48年革命後の反動化の空気に照応するものであるとともに、多くの社会政策立法がしばしば襲われる運命でもあった。しかし、その後、1850年の工場法および53年の工場法によって、婦人、年少者および児童にかんしては10時間労働日が確立されたといえ、それらが、直ちに成人男子労働者全体の労働時間の短縮に結びつかず、10時間労働日の確立は、きわめて限られた産業にとどまることとなった⁽²⁰⁾。このように工場法は、まず、労働時間の短縮=標準労働日の確立という面に焦点が絞られ、進んだ産業においては、1870年代ともなると9時間労働日が実現されることとなった⁽²¹⁾。

一方において、労働時間の制限が、はじめは工場法上の、主として婦人および児童労働者の労働条件の規定から、次第に成人男子労働者の労働運動の目標となるにつれて、やがてそれは、8時間労働日要求の運動として、かの1880年代の新組合運動の闘争目標となるのであるが、それはしばらくおくとして、1850年代以後の工場法の規定は、久しく労働時間問題によって蔽われ、軽視されてきた作業場の設備や労働環境の改善、生産過程内部における保健・衛生と災害防止をはかろうとするものとなり⁽²²⁾、労働力の再生産にとってまことに重大な労働災害や疾病および傷害の防止をもふくむ広はんな社会政策と密接に結びつかざるをえなくなったのである。近代的な社会保険は、政策主体としての資本制国家の政策にあたって、労働力の再生産を確保することの必要上、工場法体系を補充するところのより高度の社会政策としてあらわれたのであって、工場法と無関係に、もしくはこれとは全く別の次元であらわれたのでは決してない。そしてそうした社会保険を、とりわけヨーロッパにおいて可能ならしめた諸条件こそ、すでにのべた労働組合の政策としての共済制度の発達と共済組合(友愛組合)の発展なのである。以上、主として、イギリスについて、工場法と社会保険との関連についてふれたが、事情は、ドイツにおいても同じであるように思われる。もちろん、イギリスとドイツでは、資本主義発展の歴史的形態や資本蓄積の面での条件の差異はみられるにしても、工場法体系と社会保険とを、全く別の次元の質的に異なるものとして理解することでは問題の解決には役立たないし、誤っている。

ドイツにおける社会政策の成立は、ユンカー(土地貴族)を政治的支配の頂点とするビスマルク

注(20) Hutchins and Harrison, History of the Factory Legislation, 1911, pp. 107~119.

(21) 建築工組合はすでに、1867年に土曜半日労働の要求を出して、これを獲得しており、労働時間の短縮にもっとも熱心な組合のひとつであった。なおこれについては、Minutes of Evidence, Royal Commission Appointed to Inquire into the Trade Unions and other Association, No. 99 and 100 をみよ。なお、Postgate, History of Builders をも参照。

(22) 小川喜一「イギリス社会政策史論」有斐閣、1961年、137頁。

体制の、労働者階級にたいする政策としてうち出されてきた。そのことはすでに、労働者階級のある程度の成熟を前提としている。ドイツにおける最初の体系的な社会政策は、1869年の「北ドイツ連邦営業令」のなかに規定された工場法の規定であろう。しかしながら、労働力保護を目的とするプロイセン工場法の起源は、1820年代初頭までさかのぼらなければならない。当時、工業の発達した地方で、——とくにライン・ウェストファーレン地方で、児童教育が、児童の工場での使用によっていちじるしく阻害されていることに注目した文部当局に、1828年、国王は、児童労働の規制法の作成を命じたのである。しかしこの規制法は、国民的産業の競争力を弱めるという理由のもとに成立せず、わずかに1829年、文部大臣による各地方行政庁宛の回状が出されるにとどまった。この回状は、18世紀末の一般領邦法の厳密な実施を命じたものであった。ところが、1837年には、綿業都市ブレーメンの一工場主が訴え、ライン州の「工場利害を完全に代表している等族会議」が、王に立法化を要請し、草案を提出するに及んで、はじめて工場法は、その成立の緒についたのである。

工場法の新しい段階は、3月革命以後、ライン州の銀行家出身であるハイド(V. Heyd)のもとに開始された。それは、長い審議ののち、1853年3月16日、39年法の補足法として結実した⁽²³⁾。これによれば、①12歳までの児童労働の禁止、②12~16歳の児童についての7時間労働、③夜間労働の禁止および若年労働者への労働手帳の交付を定めていた。このようにして、ドイツにおいても、工場立法は次第に整備されていったが、このような資本の政策にたいして、労働者階級の運動はどのようにかわり合っていたのであろうか。工場法の制定そのものが、何か労働者階級の運動を直接的な動因として出現したものでなかったことは、イギリスの場合と同じである。しかしその背後には、当然、労働者階級のある程度の成長と資本・賃労働の対立関係が前提とされる。

1848年の3月革命以来、産業革命の時代に入ったドイツは、ラインランド、ザクセン、シレジア、ベルリンおよびその他の少数の都市における大工業の芽生えを経験し、それとともに工場労働者を増大せしめた⁽²⁴⁾。ドイツ資本主義がその基礎を確立するにつれて、1848年以後、その勢力を蓄えつつあったドイツの労働組合は、そうした50年代以後の工場労働者の増大の気運のなかで前進した。前近代的要素が根強く残存し、ギルド的手工業がその当時の支配的な形態であったその当時においては、労働者の日常的な利益を代表する組織として、(1)相互扶助基金、(2)ストライキ団体、(3)労働者教養協会の3つが存在していたが、封建的細分状態からする労働者階級の意識のたれおくれから、これらが、本格的な労働組合として成長するためには、1860年代をまたねばならなかった。ブルジョア階級の力もまた弱く、ドイツ資本主義の担い手としての自覚に乏しく、政治権力は、ユンカーの掌中に握られていた⁽²⁵⁾。その結果として、労働者の民主的な権利は剝奪され、1854年7月には、フ

注(23) Jürgen Kuczynski, Geschichte der Kinderarbeits in Deutschland, 1750~1939, Berlin, 1958, Bd. I, S.111.

(24) Jürgen Kuczynski, Geschichte von 1789 bis in die Gegenwart, Bd. I, Erster Teil, 1789 bis 1870, S. 173.

(25) F・エンゲルス「歴史における強力の役割」(マルクス・エンゲルス選集、第16巻、ドイツ史大月版、379頁以下参照。

ランクフルトの連邦議会の特別決議によって、ドイツ連邦に属するすべてのドイツ国家は、現在の労働組合組織に解散を命ずる義務を負わされたのである。⁽²⁶⁾

政治権力は、依然としてユンカーの掌中に奪われていたとはいえ、重工業の勃興によって、工業プロレタリアートが重要な役割を演ずるようになり、そのような状況の下に、「ユンカーの下僕」の地位に甘んじながらも、発展の一途を辿りつつあったブルジョアジーは、1861年6月、ブルジョア自由主義者を糾合してここに進歩党を結成したのである。⁽²⁷⁾ だが、ドイツのブルジョアジーは、依然として周囲の矛盾のなかに動揺していた。彼らは、政治権力を独占的に自分の手に、つまり自由主義的な議会の多数派によって選ばれた内閣の手にうつそうとしていたが、その意志と能力に欠けていた。ドイツ・ブルジョアジーの弱さ⁽²⁸⁾に対するユンカーの異常に強固な政治的支配、実にここにビスマルクの支配の秘密が存在する。労働者階級に対するビスマルクの政策は、このようにして、ブルジョア階級の利益をユンカーの利益に従属させる形での「ユンカー的・ブルジョア的」(Junckerlich-bürgerlich)政策としてあらわれ、早くも60年代においては、ラッサールにたいする対策のなかにみられることとなる。⁽²⁹⁾

しかしながらラッサールの死後、第1インターナショナルの指導の下に、ドイツ労働運動の闘争目標がいちじるしく具体性をおび、完全な政治的自由のためのアジテーション、労働日の規制、労働者階級が全社会のために解決しなければならない大きな世界史的課題における、労働者階級の計画的なインターナショナルな協力、すなわち、合法・非合法のあらゆる手段による政治的自由の獲得および10時間労働制の要求が、1868年、全ドイツ労働者協会の第7回大会において宣言されたとき⁽³⁰⁾、工場法の規定のなかに存在したにすぎなかった労働時間制限は、いままさしく、標準労働日確立の要求として実現したのである。だがこのような要求とならんで、ドイツの労働者階級は、さききのべた3つの組織、とりわけ、イギリスの友愛組合にあたる相互扶助基金によって、国家による社会保険制度をうけいれる十分な素地を整えていたといえるのであって、以上の論述によって、社会保険が、社会政策として、工場法と全く別の次元の問題としてあらわれたわけではなく、むしろこれとは反対に、密接な関連のもとにあらわれることの必然性を理解しようとする。それでは何故に、社会保険と呼ばれる社会政策が、工場法よりもより高次のそれとして、とりわけ、独占資本主義段階に至ってあらわれなければならなかったのであろうか。

すでに力説したように、工場法体系には、大別して、労働時間の規制を中心とする部分と、労働

注(26) ワルンケ「ドイツ労働組合運動史」(国民文庫版)22頁。

(27) Gustav Seeber, Zwischen Bebel und Bismarck. Zur Geschichte des Linksliberalismus in Deutschland 1871-1893, S. 8ff.

(28) エンゲルス「住宅問題」1887年の第2版の序文をみよ。

(29) ラッサール「公開答状」, 猪木正道訳「学問と労働者」, 世界古典文庫, 日本評論社, 1948年, 所収。

(30) Franz Mehring, Werke, Bd. 2, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie Zweiter Teil, 足利末男・平井俊彦・林功三・野村修訳「ドイツ社会民主主義史(下)」1969年, 238頁。

環境や職場の諸条件の規定にかんするものと2つにわけられるのであるが、1860年代を過ぎると、とくにイギリスの場合、近代的な産業の諸部門においては、労働時間の短縮の傾向が明らかとなり、それにつれて、工場法は、もっぱら、後者の問題に集中するようになる。労働時間短縮の傾向は、ひとつには、クラフト・ユニオンの強力な運動によって、団体交渉によっておしすすめられたのであって、その結果、労働組合が存在しない諸部門において、工場法の適用をうけることとなったが、とりわけ、労働組合は存在せず、その上、労働時間の法的規制の対象とならなかった軽工業部門においては、労働条件の苛酷さは、工場法そのものの社会政策としての限界を余すところなく暴露したのである。第1インターナショナルの運動を通じて、マルクスやエンゲルスが、全児童労働者の最低就業年齢の法的規制、児童教育の必要性および労働時間の全産業的な規模での法的規制を強調したのは、⁽³¹⁾このような事態の認識からであった。工場法そのものもつ社会政策としての役割の限界が明白に意識されるにつれて、これを克服するための運動として、全国一律の最低賃金制や法定8時間制の要求が次第にたかまわっていき、しかしこれは、クラフト・ユニオンの運動と結びついていたのではなかった。クラフト・ユニオンの運動は、労働時間の短縮の面では、すでに指摘したように注目すべき効果をあげつつあったにもかかわらず、その反面、労働者の生活に重大な脅威となった疾病、傷害および労働災害の頻発に対処することが要請されることとなった。社会保険は、こうした状況のなかで、労働力保全の立場から、従来の共済組合(友愛組合)による任意疾病保険や労働組合の行なう共済手当制度とは別に、資本制国家の労働力保全対策として、制度化されなければならなかったのであって、その萌芽は、すでに1870年代の雇主責任法のなかに見出すことができよう。

しかしながら、社会保険制度そのものが、保険原理を媒介に、国家権力の介入をとまなうという点において、まさに雇主責任法が、国家の強権によって雇主に職場における労働者の安全の保障を強制するのと共通した面はあるが、それだけでは十分な説明にはならない。社会保険の導入の必然性は、従来、熟練労働者にたいしては任意疾病保険および労働組合の共済手当制度で行なわれてきた労働者の保護、そして労働組合が存在せず、あるいは労働時間制限の法的規制を欠く諸部門における救済法の適用が、もはや、労働者の保護、労働力保全のために有効に機能しなくなったその時から、感じられたのである。疾病、傷害の増大および労働災害の頻発であって、それは、おそらく1860年代から70年代にかけての資本蓄積のはげしい進行と生産方法の変化、とりわけ、技術進歩にともなう絶対的剰余価値の生産から相対剰余価値の生産への移行、とくに1873年以後に独占資本主義の成立以後、この両者の同時並行的な発展や組み合わせによる合理化の進行、その結果としておこるはげしい収奪、貧困化の実態の暴露、こうした事態こそ、やがてイギリスにおいては、20世

注(31) M/E, Werke, Bd. 23, 邦訳, 前掲, 509頁。工場法と労働運動との関係について、マルクスが、つぎのように述べているのは印象的である。「だから標準労働日なるものの創造は、資本家階級と労働者階級との間の、長期にわたる多かれ少なかれ隠蔽された内乱の産物である。この闘争は、近代的産業の範囲内で開始されるのであるから、それはまず、近代的産業の祖国たるイギリスで演じられる。イギリスの工業労働者たちは、彼らの理論家たちが、資本の理論に対して先ず挑戦したと同じように、イギリスの労働者階級ばかりでなく、近代的労働者階級一般の選手であった」。

紀に入って、国民保険法の成立をもたらした背景である。ところでここで、工場法と社保との関係において理論的に整理しておこう。最初、工場法の規定のなかで重要な地位をしめていた児童および婦人労働者の労働時間の規制は、労働組合運動の伸張によって、成人男子労働者の問題として、団体交渉の対象とされる組合の法的承認の結果などによって、法定8時間労働制の要求が、労働運動の目標となるに至った。ところが、労働時間の短縮は、一方において労働条件の改善をとまなう反面、単位労働時間内の労働強度を強め、疾病、傷害および労働災害の増大をもたらす。他方、労働組合が存在せず、搾取の法的規制を欠く部門に働く労働者で扶助を必要とする場合には、救貧法が適用されたのであるが、公衆衛生の未発達や制度上の不備もあって、有効に機能することはできず、労働者の保護としては、まことに不十分な状態であった。こうした過程で、労働力保全、すなわち、社会政策として、社会保険が登場する必然性があるのである。とくに、労働運動の成果であるべき労働時間の短縮が、逆に、新たに労働力保全策としては、より高度な社会政策としての社会保険を導くことである。もちろんこうした社会政策の、工場法から社会保険制度への発展は、当然、これを支えるものとして労働者階級の力、とくに任意組織としての共済組合および労働組合の共済手当制度があったことは勿論で、こうした大衆的な基盤をもった西ヨーロッパにおいて社会保険制度が十分な展開をみたことは、今日のわれわれが、日本の現状を考えた場合にまことに印象的であるといわなければならない。再び強調するが、社会保険は、工場法と比較した場合、その歴史的必然性には、資本主義の段階的差異から区別すべきものはあるが、その本質としての労働力保全という観点からは量的な差異であり、質的な差異としてとらえることはできない。このような事情はまたドイツにおける社会保険制度の成立についてもいうことができる。

ドイツにおいてもイギリスと同じように、雇主責任法が、1871年に制定され、この雇主責任法によって、鉱山、工場などに働く労働者は、職場の監督者の責に帰すべき災害についても、その損害賠償を雇主に對して要求することができることとなったのである。⁽³²⁾しかしながらこれに対する雇主の不满およびこれに事務的に応ずる保険会社側の手続上の煩雑などにたいする抵抗などもあり、ついに1881年、雇主責任法を改正拡大する形で、ビスマルクは、災害保険法案を国会に提出したのである。⁽³³⁾もちろん、この災害保険法をはじめとするビスマルクの社会政策体系が、1878年にはじまる社会主義鎮圧法⁽³⁴⁾に対する代償としての意義をもち、相互補完的に Junkerlich-bürgerlich な似而非ボナパルティズムの対労働者政策の重要な環をなすものであり、社会民主党の浸透から労働者階級をひき離そうとした政策であり、その必然的な契機が階級闘争であったことは疑いを容れない。しかしそれだからこそ、それは、労働力保全を本質とする社会改良をもっともよく象徴したもので

注(32) 近藤文二「社会保険」岩波書店、1963年、111頁。

(33) 近藤、前掲書、114頁。 Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 3, S. 87 f.

(34) Ebendorf, S. 51.

あると同時に、ドイツ独占資本による労働力保全政策でもあったのである。たしかに社会政策としての社会保険は、それが社会改良である以上、社会主義鎮圧法という「鞭」にたいする「飴」の役割を果たしたものであり、前者の後者にたいする関係こそ、相互に矛盾をはらみながら、資本にとっては、密接不離なものとしてあらわれる。しかし、このような労働政策と裏腹の関係に立ちながら、社会政策が、労働力保全に役立ったことは否定しえないのであり、その点では、工場法と少しも変わるところはないのである。

ただ、独占資本主義段階における社会政策は、たんに工業労働力を対象とするのみにとどまらず、まさにその給源としての農業労働力の創出をその背景としてもち、これらの労働力問題を、国民経済の再生産構造の維持のために、どのような対策をうち出すかという問題に深いかわり合いを示す。しかしそれらの対策が社会政策であるかどうかは、労働条件の改善に役立つかどうか、その点にかかっている。

(3)

われわれが問題としてとりくむべきものは、まさに、つぎのような点にあると思われる。

- (1) 労働力保全が、社会政策の本質であるかどうか。もしそうであるとすれば、それは、資本主義のあらゆる段階において、貫徹されなければならない。
- (2) 独占資本主義段階の社会政策が、自由競争(産業資本)段階の社会政策と区別されねばならないという説があるが、何故そのように区別されなければならないのか、もし区別されるとすれば、社会政策の本質は、産業資本の段階と独占段階では変わってくるのか。これは論理的に一貫性を欠くものにならないか。
- (3) (2)の問題と関連して、社会政策は、本来的に独占段階から始まり、工場法段階は、その前史であるとするならば、社会政策における「労働力保全」の意味をどのように評価するか、また、産業資本の段階と独占資本主義の段階との差異を社会政策の面で、劃然と区別することは、産業資本主義をそれ以前の初期産業資本(重商主義)段階との区別以上に、不当に強調する危険をおかさないだろうか。

すでにしばしば指摘したように、「社会政策の本質は、労働力保全を内容とする社会改良の政策体系」であり、これ以外にはありえない。独占資本主義段階の社会政策が、労働力保全以上の、あるいは以外の何物かであるとするならば、そうした論者は、その実態を明白且つ端的に剔抉して、その本質を規定しなければならない。社会政策がもし、資本・賃労働関係を背景として、そこから自然必然的に発生せざるをえない労働問題に対して、それがあつた時期には、資本の主導の下に、またある場合には、労働運動すなわち階級闘争を媒介としてであれ、国家権力を主体として、政策的

にうち出されてくるものであるとすれば、資本主義の段階によって、そこに質的な差異がみられるということは、あまりにも「段階論」の公式的適用であり、社会政策の本質よりは、その発生の契機的重要性の強調に堕してしまふ結果となる。産業資本の段階と独占段階とを比較して、社会政策を必然化する諸契機が異なることは今更言うまでもない。それは当然である。問題は、その場合、社会政策というものが、資本・賃労働関係を貫いて発展する以上、その本質が、段階によって変質することは不合理である。その本質は、資本・賃労働関係の存在を前提とする限り、普遍的でなければならない。これを否定するとすれば、そうした否定の論理を支えるものとして、更めて、社会政策の意味を問わなければならない。

いまやわれわれは、生産力説が提起した「労働力保全」を、社会政策の本質として認め、この上で、あらためて、より高い次元の研究に入るべき時期にきている。ただ、この理論は、(1)社会政策を経済政策の中に解消し、社会改良を社会政策から脱落させ、従って、社会政策を資本制的労働政策一般のなかに解体してしまった。その結果として、重商主義的な労働政策や甚だしい場合には、ナチス労働政策あるいは軍国主義的・ファシヨ的労働政策をさえ、社会政策として是認するという誤謬を犯した。こうした労働政策は、社会政策とは峻別されねばならないが、しかもそれらが社会政策と裏腹の関係にあることこそが重要なのである。この両者の関係をたえず意識しつつ、その両者の対抗関係が、資本主義の発展段階で、どのような形態をとるか、この点にかんする究明こそが、「学問として」の「社会政策学」の重要な課題となるであろう。

—1971. 7. 15—

(経済学部教授)

消費財および金融資産の同時選択の理論*

白 井 功

I 時間=状態選好アプローチと現実の金融資産

1-0 いわゆる金融資産選択の理論は、貨幣、株式、手形、債券などの金融資産の購入に充てることのできる富の大きさが一定であるとき、その富の保有者は、ある基準にもとづいて、各種の金融資産に富を分散するように金融資産を購入することを説明した。⁽¹⁾しかしこの理論では、富の保有者が金融資産の購入を、同じ資産という範疇に入るが金融資産とは異なる実物資産や、資産として保有する目的でなく直接消費する目的で購入する財貨・用役の選択から独立に行なう、ということが前提されている。しかしこの前提が現実的であるかどうかは疑問であるので、本稿では、まず消費財と非常に特殊な形態の金融資産とのあいだの選択理論である時間=状態選好アプローチの理論に検討を加えることによって、この問題を考えてみることにした。

1-1 選択行動の結果が選択を行なう時点では不確実であることを考慮しなければならない場合の選択理論の一つに、状態選好アプローチがある。これは、将来生起しうる状態が一つでなくいくつかあると予想されるために、選択行為の結果が不確実であると考えなければならない場合には、選択行為の結果が確実と考えられる通常の選択理論においては同じ種類のものとして扱われる財貨・用役、あるいは資産が、将来異なった状態に置かれるだろうと予想される場合は、異なった種類のものとして扱われるということを前提にする理論である。そして各経済主体の効用は、いま述べたように区別される財貨・用役あるいは資産のおおのの量に依存するとされるのであるが、具体的にはその量は、将来ある状態が生起したときのみそれらの一定量を請求できる請求権の保有量であらわされることになる。すなわち不確実性を伴う財貨・用役の選択の場合は、効用は将来ある状態が生起したときのみ、ある財貨・用役の一定量の消費を請求できるような、諸種の請求権の保有量に依存するのであり、また金融資産選択理論に應用される場合は、それは将来ある状態が生

* 本稿の作成にあたり、東京大学の根岸隆助教授ならびに浜田宏一助教授より多大の御教示を得た。ここに記して感謝の意を表したい。しかし言うまでもなく本稿の短所はすべて筆者の責任である。

注(1) 例えばトービン [14]、マーコヴィッツ [9]、[10] など。